主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐々木功の上告趣意のうち、憲法三七条一項違反をいう点は、記録によつ ても原判決に裁判所の公平を疑わせる証跡は認められないから、前提を欠き、その 余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光